

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律

平成14年12月11日 法律 第143号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

平成22年 3月31日 法律 第17号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成22年 3月31日

(拉致被害者等給付金等の支給)
第五条 国は、帰国被害者等が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、**五年**を限度として、毎月、支給する。
2 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該被害者に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

(拉致被害者等給付金等の支給)
第五条 国は、帰国被害者等が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、**十年**を限度として、毎月、支給する。
2 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該被害者に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

- 改正法・附則・題名 - ～平成22年 3月31日 法律 第17号～

施行日：平成22年 3月31日

◆追加◆

附則（平成二二・三・三一法一七）

- 改正法・附則 - ～平成22年 3月31日 法律 第17号～

施行日：平成22年 3月31日

◆追加◆

この法律は、公布の日から施行する。